

○議事日程

令和6年6月20日(木) 第5日

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第35号 岐南町長の給与の特例に関する条例について
第 3 議案第36号 財産の取得について
(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入)
第 4 同意第 2号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	広瀬	恵理子	君
2	番	加藤	雅浩	君
3	番	長谷川	淳	君
4	番	村山	博司	君
5	番	松本	暁大	君
6	番	三宅	祐司	君
7	番	松原	浩二	君
8	番	櫻井	明	君
9	番	渡邊	憲司	君
10	番	木下	美津子	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町		長	後藤	友紀	君
副	町	長	傍島	敬隆	君
教	育	長	野原	弘康	君
会	計	管	小関	久志	君
総	務	部	堀場	康伸	君
総	合	政	安田	悟	君
福	祉	部	岩田	恵司	君

土	木	部	長	井	上	哲	也	君		
住	民	部	長	小	野	木	崇	夫	君	
総	務	課	長	服	部	貴	司	君		
財	政	課	長	記	野	雅	之	君		
総	合	政	策	課	長	撰	田	真	広	君

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	三	輪	学		
書					記	西	脇	信	一	郎

開議

午前10時01分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

なお、本日の定例会に際し、報道機関のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番木下美津子議員、1番 広瀬恵理子議員の両君を指名します。

第2 議案第35号から第4 同意第2号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第2、議案第35号から日程第4、同意第2号までの3案件を一括して議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この3案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 議案第35号 岐南町長の給与の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、私の公約の一つでもあります、退職手当に相当する額を任期中におけ

る給料月額から減額し、今後行う政策実現のための事業に充てるために制定するものでございます。

内容につきましては、令和6年7月1日から令和10年3月31日までの間に支給する町長の給料月額について、岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条の規定に関わらず、同条例別表中に規定する町長の給料月額「75万円」を「41万5,000円」とし、任期中に総額1,507万5,000円を減額するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第36号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案件は、消防力の充実を図り、円滑な消防団活動をもって町民の生命・財産を守るため、耐用年数を経過したみやまち地内に配備する消防ポンプ自動車を更新いたしたいもので、地方自治法第96条第1項第8号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この購入につきましては、去る6月10日に指名業者6者により指名競争入札を実施いたした結果、岐阜市加納清野町34番地、株式会社富士代表取締役 貝原秀哉と2,673万円の物品売買契約を締結いたしたいものでございます。納期は令和7年2月28日を予定しております。

なお、本案件は、岐阜飛行場周辺消防施設設置助成事業として採択された、国庫補助金1,183万3,000円を充てるものでございます。

最後に、同意第2号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についてご説明を申し上げます。

羽島郡二町教育委員会委員 西 雅代氏の任期が、令和6年7月24日をもって満了することに伴い、後任委員として佐藤由香氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約第5条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、令和10年7月24日までの4年間とするものであります。

以上、慎重審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。

最初に、議案第35号について質疑を許します。

質疑はございませんか。

松本議員。

○5番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

5番議員 松本です。

それでは、議案第35号、これは岐南町長の退職手当に相当する額を任期中の給与月額から減額するためという、これについて質疑がありますので、数点、お尋ねさせていただきます。

こちらについては、私のほうが先日の一般質問のほうでもいろいろとちょっとご質問をさせていただいて、ご答弁もいただいておりますが、ちょっと重複する部分については、またご容赦いただければと思います。

ちょっとこのお話、私なりに整理のほうをさせていただいたんですが、まずちょっと6点ほど、整理すると話があるのかなあと思ったんですけど、まず1点目は、この県内の公務員ですね、こちらの方の退職金というのは、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例というものに基づいて支給されるものであると。

2つ目、同条例第2条3では、その全額を現金で直接この条例の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならないというふうに定められていると。毎月の積立金を組合が預かり、退職時に同条例及び規則に基づき懲戒事由や起訴などに該当する場合を除いて本人に支払わなければならない。

3点目、同組合は県内自治体が加盟して運営されているため、岐南町長一人が退職金を受け取らないとする場合、加入市町村の賛同による条例改正が必要。

4点目、後藤町長は選挙公約でこの条例に基づく自身の退職金をゼロとするとして、全てではないですけども、当選なされていると。

5点目、公約を履行するためには、任期中あるいは任期途中で辞職するとしても、公約である以上、退職時までこの条例を改正させ、その結果を議会や有権者に報告した上で、退職金を受け取らないという手順を踏む必要があると。

最後6点目ですけども、この当選なされた後に、この公約は履行が不可能ということで訂正発言があって、代わりにこの報酬を減額するというお話になったのかなあというふうに私は理解しております。

それを踏まえて、数点質問のほうをさせていただきます。

1点目、選挙前の目玉政策4選のうち、町長が一番目に、一丁目一番地で、公約で挙げられたのが町長の退職金ゼロであると。こちらについては、先ほどの答弁でも、あくまでも目的であるというようなお話はありましたけれども、こちらに関しては、有権者に対して目玉政策として最上位の政策に掲げた目標を当選直後に認識誤りで実現できないということでは、ちょっと済まされる話ではないんじゃないでしょうかということです。町長はじめ執行部を監視チェックする仕事を議員時代10年近く経験してきておられて、その制度を知らなかったということはどういうことでしょうかとい

うのがお尋ねになります。ご存じでなかったのか、もしくは詳しく公約に掲げられる以上はお調べになられていなかったのかというのがあります。

2点目ですね。2点目は、自分自身でその他の自治体の首長の例を参考にされたのであれば、課題、問題等については同時に調べられておられたと思います。ましてや今回の選挙は、全国が注目した町長選挙であったと思います。政策については、それぞれ候補者の自由ではあるとは思いますが、いささか私はこの部分については短絡的であったというのは、一般質問でもお話しさせていただきました。また、労働の対価として、本来受け取るべき賃金や退職金の妥当性や正当性、こちらを民間事業者に示す立場であるべき自治体のトップが、そういう発想でいいのか。その点についてお尋ねさせていただきます。

3点目、行財政改革や補助金の確保ではなく、自身の報酬やこの退職金ですね、こちらを減額して財源を捻出するという政策立案能力、これを町内外に示してしまったように私は考えております。近隣市町村長、ほかの特別職や議員等への波及、影響の有無や整合性などをどこまで想定されておったのか、ご説明いただきたいです。

4点目、退職金に関してですけれども、こちらに関しては、公約は私としてはほかにされたというふうに解釈しておりますけれども、議会の私たちはもちろん町長に投票された町民の方々に対しては、いつ、どのようにご説明をなされるのか。法的拘束力や罰則規定がないものの、道義的責任は重いと感じますが、公平な競争選挙の根幹を揺るがす背信行為と受け止められますので、ご説明をいただきたいと思います。

5点目、退職金、今回でいうと、この報酬削減という部分を子育て政策に使うということをお話しされておられますが、そもそも子育て世代の親や子供たちが本当にそれを望んでおられるとはお考えですか。仮に後藤町長自身も子育て世代の親さんだとは思いますが、その立場で報酬を削減してまで、子供たちの、その何ですかね、思いではないですけれども、そういった事業をやってほしいというふうに、そういうふうにご認識されておられるのか、その点も含めてお尋ねさせていただきたいと思います。

最後、6点目です。報酬に関わるところのお話ですので、通常報酬審議会とか、そういったものも開催されるのではと考える部分もあるんですけども、こちらは、以前、答弁のほうでスピーディーにとか、そういうような文言があったかとは思いますが、そこはなぜ検討されなかったのか。私もあの答弁、質問のときにさせていただきましたけれども、前町長が突発的な議案を提出してくるとか、考える時間を与えないとか、私の質問のところでも、今回でいうならば、もうイエス・ノーでしか判断できないというような状況が、それは駄目だというふうにおっしゃられていたか

とは思うんですけれども、その点について、いま一度この報酬審議会を開催することも含めて検討されなかったのかどうか、ご答弁いただければと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終了し、会議を再開いたします。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 松本議員の質疑にお答えをいたします。

1つ目、公約を守らないことについてということですが、この件につきまして、さきの議会にてお伝えをいたしましたけれども、公約には退職金をゼロと表記いたしましたのですが、これは目指すところが何なのかをお示ししたものであり、公約に縛られず、現実に即した柔軟な政策を取ることも、町民との約束を守るという点では重要であると認識をしております。また、公約については、目的達成のための手段であって、そのものが目的ではないと考えており、退職金相当である約1,500万円を財源とした政策実現のためであって、退職金をゼロにすることが目的ではございませんので、公約を守らなかったという認識はございません。

2つ目、周辺首長の例を知らなかったのかというご質疑でございますけれども、町長の給与は幾らが適切かという条例制定ではなく、目的達成のために町長の給与を幾らにするかという条例であるため、他市町の首長の給与を参考にする必要はないと認識をしております。

3つ目、近隣への波及を想定していたかということでございますけれども、自分の政策を実施する一つの手段であって、周辺市町への影響は考えておりませんし、影響があるかどうかは分からないということでお答えいたします。

4番目、町民に対しての説明についてですけれども、今回の条例提出に当たりましては、議会の質疑でも説明いたします。条例が可決されれば、今後、説明をしていくものであると考えております。

5つ目、子育て世代が望んでいることかどうかというご質疑でございますけれども、この金額がですね、どの事業に充当するかということは、まだ条例もご議決いただいておりますので、現在明確にお伝えすることはできませんけれども、私の思いといたしましては、一般質問でもお答えしましたとおり、まず取り組みたいのは、未来を担う子供たちが何を考え、将来のまちづくりに何を求めているのか、子供の声を

聞いて、思いや提案を形にする子供提案事業等を実施したいというふうに考えております。

最後に、報酬審議会は検討したかというご質疑でございますけれども、懲罰による減額または金額の見直しを図るものではございませんので、開催するものではないと認識しております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに。

村山議員。

○4番（村山博司君） 4番議員 村山でございます。

それでは、今、私もちょっと松本の議員の話を聞いていて、私も同じような質問をしたいなあと思っていたので、違う観点から質問させていただきます。

町長の所信表明において、誠心誠意開かれたまちづくりに取り組んでまいる所存だと述べられました。町長選挙においても具体的な幾つかの公約を掲げられ、町民との約束である公約は、ごく限られた支援者や一部の団体の声であってはならないというものも所信表明で述べられたことでもあります。ダブる部分もありますが、公約というのは、政策の実行を町民に約束することだと私は理解しております。そして、所信表明でも、町長、あなた、議員時代から、町の政策実施に至るプロセスにおいて、議会への説明が全く不十分で、議案の提出も度々唐突であり、強く善処を求めてきたことを忘れておりません。このままでは行政がゆがめられてしまう、そのようなことも述べられております。

私が言いたいのは、子育て政策実現のために給与を減額すると、やはりここは具体的に、どういう政策実現ということをやっぴりお示ししていただかないと、我々は安易に賛成、反対の判断材料としては迷ってしまいますので、具体的に、どういう子育て政策をするのか。また、その35万円減額部分で足りるのか、あるいはこの政策がもうずっと永久に続けなければいけない政策なのかというようなことも踏まえて、ご答弁、お願いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 答弁を考慮するので、暫時休憩願いたいということですので、受けて暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員のご質疑にお答えをいたします。

1つ目が、条例の上程のプロセスについてというふうにご質疑だったかと思えますけれども、今回の改正において、岐阜県市町村退職手当組合への確認事項等に時間がかかり、最終日に上程をすることとなりました。通常、条例改正については、直接町民生活に影響があるものにつきましては、本来であれば本定例会の初日に上程し、議員の皆様はその内容を審議していただくものであるということは承知をしております。今回の減額条例につきましては、町民の皆様にとっても町財源にとっても有意義なものであり、かつ迅速に公約実施に向けて取り組みたいという私の思いから、このタイミングでの上程になりました。

2つ目の政策実現に当たって、この金額で足りるのかどうかというようなご質疑であったかと思えますけれども、お答えをいたします。

先ほど来お答えしておるところですけれども、子供提案事業をはじめ、政策実現の一部にするための財源としたいというふうにご考えておるところですし、どの事業に充当するかということは、まだ、繰り返しますが、この条例のご議決をいただいておりますので、具体的には現在明確にお伝えすることはできませんけれども、私の思いとしては、繰り返しになりますけれども、子供提案事業のような町民にとって有益な事業に利用したいというふうに、そのような思いでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、質疑を数点させていただきます。

少しかぶるところがあるかもしれないですが、まず1つ目、事前の説明で、財政的に厳しいということが、お言葉もありましたが、私ども予算書とかも見ているので、ある程度は分かっております。ただその中で、特に何とかならんのかなあというところで、まず1点目は、町の貯金ですね、財政調整基金というのがあります。貯金の部分ですが、自由に使える、これが今幾らあるのかお尋ねします。

それから、今回その報酬から減額ということなので、これについて歴代町長はきちっと相当の報酬をもらって仕事をきちっとこなしてみえた。今回、この減額、結構その報酬の額からいうと割合的に大きいものなので、これによって、その仕事のほうに影響がないか、町民にとって損になるようなことはないのか、影響についてお尋ねします。

それと、村山議員がちょっと触れていましたが、この月額33万5,000円ですけど、これ、実際何をやるのか、ちょっと提案事業と言われましたけれども、ちょっとよく分からないので、普通何かやろうとしたら、こういうことをやりたい、じゃあこれに対して幾らかかるんだというところから、じゃあどこからお金持ってくるかと、そ

れが普通だと思うんですけど、その金額ありきみたいなもので、ちょっと実際これ何をされるのか、もうちょっと明確にお答えいただきたいと思います。なければならないで仕方ないですけど。

それと、これは町長の目標と目的達成のために、これ、いつまでやれば達成できるのか。

以上4点、お尋ねします。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 松原議員のご質疑にお答えをいたします。

まず最初に、財政的に厳しいんだけれども、現在の財政調整基金の残高はということでございますけれども、現在は約10億円でございます。

2つ目につきましては、減額における町政への影響についてのご質疑でしたけれども、町長は町を統括し代表する地位にあり、本町行政の最高責任者であるというふうに認識をしております。その職務の責任は、高度、複雑、重要であり、町民生活のあらゆる分野にわたっており、その責務の対価として町長の報酬は定められています。今回、私の給与月額が33万5,000円減額し、41万5,000円としても、私の責任については何一つ変わるものではございません。しっかりと行政経営の責任者として、その職務を全うする覚悟でございます。

3つ目、子供提案事業、私の思いであるというふうに申し上げましたので、それについて具体的に何をするかを聞きたいというようなご質疑でございましたけれども、こちらにつきましては、具体的な事業内容につきましては、ご議決いただきまして、それから具体的には検討していくものだと考えておりますし、この子供提案事業を行う場合は、どのような提案があるかということは聞いてみないと分かりません。現在、内容は分かりませんが、子供たちの提案によって、町に有益な事業であれば実施していきたいという私の思いでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長の許しを得ましたので、再質問を1点だけさせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。

町長の方針でやっていただくのはいいと思います。ですが、今回、その提案事業について、この月額報酬から33万5,000円減額でやるということなので、この実際これ、この報酬、これから議決なんですけど、もしその議決で否決ということであれば、この提案事業というのはいらないのか、それだけお尋ねします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 松原議員の再質疑にお答えをいたします。

仮に否決されたらできないのではないかとというような質疑でございましたけれども、私の思いとしては、ご議決をいただいて、政策実現の一部としてぜひとも実施したいというふうに考えておりますし、今後は新規事業で提案をして実施したいと考えておりますけれども、全額町の予算でも実施することでご議決いただけるか、お諮りしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑ございますか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を許します。討論はありますか。

4番 村山議員。

○4番（村山博司君） 議長のお許しいただきましたので討論させていただきます。

今回のこの町長の給料減額の問題は、そもそも公約で、すぐやる目玉政策、退職金ゼロにというのが一つの、なかなかこれを実現するのが難しいからということで、こういった形になってきたのかなあと私は思います。

私の考えでいうと、退職金ゼロはゼロで考えていけばよくて、給料減額は減額で、これは分けて考えたほうが分かりやすいと思います。そもそも退職金というのは、町長に限らず役場職員の方全てがそうですが、いわゆる退職するに当たっていただいて、将来の生活安定に備えるための金額であり、いわゆる退職金をもらえるからということでの日々日頃の業務のモチベーションアップにもつながるものであると私は考えます。ですから、町長自らが退職をゼロという公約というのは、相当やはり役場内職員の反響もあったのではないかと私は考えております。

それに付随して、給与減額の話ではありますが、先日、議長のほうから、最近の議員の成り手不足の話が話題になりました。いわゆる議員の成り手不足の原因、要因の一つとして、特に町村ですけど、議員報酬がなかなかアップしないと。いわゆる昔、首長の報酬の約30%になる、そのような基準があるというご説明をいただきました。そうすると、ますますこの現状の物価高、あるいは今の経済情勢を鑑みると、世間一般

の企業では、やはり生活を豊かにするための賃上げとか、いろいろ手当をするよう、給料アップするよう、生活の安定を図ったりもしております。

私は、町長の経済的観念、あるいは生活水準等は私が知る由もありませんが、世間一般ではなかなか厳しい今、現状であります。少しでも誰でも給料は、私もそうですが、これはいいにこしたことはありません。それを差し置いて町の事業に頑張ろうという町長の意気込みは、私は理解できますが、やはりなかなかトップが給料を下げると、ほかの人もやはり上げづらい、あるいは他の、やはり岐南町の職員でもなかなかモチベーションも上がってこないんで、給料が上がれば、やはり先ほども言ったモチベーションも上がりますので、そういう意味では、できたら行財政改革をして、町長の子育て政策実現に頑張っていただければと思っております。そういう意味で、私は、今回の議案第35号に対しては、反対の立場で意見を申し上げました。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに。

3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番議員 長谷川です。

私はこの議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほどから質問とかが結構飛んでますが、皆さんおっしゃることもすごい理解はできますが、やっぱりこの公約、公約とよく言われてますが、東京都知事の方もですね、7つのゼロという公約で一つも守られてないんじゃないかみたいなことが今批判で言われていますが、4年、8年やったとしてもなかなか難しいレベルの公約もあれば、簡単にできちゃう公約もあったりとかするんですけど、僕、私が考えるのは、やっぱり町長がお話しされていて私も理解できるのが、その公約を実現というのが目的になっちゃうと、それを達成したら、じゃあ、もう次何なのという、終わっちゃうんですね。まあ、そういう首長の方は多いんですよ。それをやるのが目的、これって、やっぱり町の発展にはつながらないんですね。その公約を実現することによってどうなるか、岐南町がどうなるのか。まあ、後藤新町長の考えだと、選ばれる町に全てはつながっていくようなことで公約をやっていきたいということは私は理解できるので。

ただ、その公約を実現していくと選ばれる町につながるわけですから、一つやらないとなると、じゃあ、町民サービスどうなの、町民の方はどうなのということにはつながるわけなんですけど、今回の議案はですね、いろんな細かい問題があるかもしれませんが、急に議案が提出されたんじゃないかというご意見もあると思いますが、私は5月の全協で聞いていて、事前に説明があったんで大丈夫かなあと個人的には思った

りしていますし、あと今回のこの議案の問題点はですね、後藤町長が退職金をゼロにした場合、この場合は約1,500万円という金額が後藤町長が得られる分を放棄するという1,500万なんです、実際ですね、岐南町の一般財源から、その場合、負担の金額は1,000万円、退職金を後藤町長が1,500万円要りませんよとなった場合は、結果的に500万円岐南町の一般財源が余るとい形になります。今回のこの給与削減をした場合は、約1,000万円一般財源が残る計算になります。ということは、単純にですね、1,000万円残したほうがいいだろうということを考えますし、また退職金を辞退した場合は、そこまでの企業でいうと、キャッシュ・フローはですね、1,500万円ないわけですが、この月額給与ですと毎月33万5,000円がキャッシュ・フローが積み上がっていくということで、そういう政策も実現しやすいかなあというところもあります。

あと、町長に苦言を言うような立場じゃないんですが、ちょっと考えが抜けているのかな、説明が抜けているかなと個人的に思ったのは、要するに、私の給与を削減します。今こういう物価高で、町民の方の生活も苦しい中で、私は給与を削減します。結果的に、それを財源にするんで、町民負担、税金を上げるようなことはいたしません。それで、事業をします。今こういうプロセスかなあと思うんですけど、この真ん中の町民の方の生活に負担かけませんというのが、ちょっと抜けちゃっているのかなあと思いますので、この給料削減政策というところにちょっと結びつき過ぎちゃっている説明なので、ちょっとそうなっているのかなあと個人的には思っていて、結果的には、さっき言われた500万、1,000万の町負担が、どっちがいいかというところで、私は給与削減のほうが1,000万円残るので、いいのかなあというふうに思います。

また、この公約が違う、どうのこうのというのは、4年後に後藤町長が、次出られるのか辞められるのかは知りませんが、そのときに町民の方が判断すればいいことなのかなあと個人的には思います。

以上のことから、私は今回の議案は賛成の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（櫻井 明君） 討論のご意見ございますか。

7番 松原議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

私は反対の立場で討論をさせていただきます。

本来の話ですが、町や町民のためにどうしてもやらなければならないこと、どうしてもやりたいことがあれば、たとえその時点で、行政の仕事なので、極端な話、借金

になろうとも、町民のためになる、町民の理解を得られることであれば、選挙で選ばれた町長として堂々と進めていただきたい。実際に大きな事業に関しては、今までもそのようにしてきています。

町民からすれば、その報酬に見合った、またそれ以上の仕事をしていただく期待も含めて、歴代の町長がそれに値する報酬を得られているものと思います。金額も月額33万5,000円ということであれば、先ほど財調を聞いたんですが、10億、最低はたしか7億ぐらいまで減っていたんですけど、今10億まで持ち直してきているということなので、やれないことはないと思います。町の予算全体から捻出をできるものと思います。また、報酬を事業に充てることは、寄附行為に当たる可能性もちょっと心配されるので、避けられるべきと思います。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第35号につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆さん、すばらしい質問、討論ございました。

賛成の立場で理由を述べさせていただきますと、今回、事の発端となっておりますのは、町長の選挙公約にあります退職金をゼロにするということです。このゼロにするやり方というのは、松本議員などの一般質問等でもいろんな説明をされておられました。一番分かりやすくゼロにする方法は、加盟している岐阜県の退職金組合の条例を改正して、県内の全ての加盟している市町村長の退職金がゼロになるという方法がまず1つあります。

ただ、今言われた、今お話ししたみたいに、県内全ての市町村の市町村長の退職金をゼロにする条例改正をするということにつきましては、加盟している組合、議会の議員になられている方々のご理解、過半数のご理解を得るための相当な時間と労力がかかる。だから、このことにつきましては、例えば、じゃあ、4年の任期の中で実現できるかどうかといったときに、理解をするに至らずに実現できませんでしたと、条例改正ができませんでしたとなった場合は、じゃあこれは公約違反なのかという、そのことについて努力をしていたという部分においては、未達ではあるけれども達成に向けて努力をしていたというような評価になってくると思います。

つまり、公約というものが、その結果でどうかということだけで見れば、できたかできていないかという、すごく単純な話になるかもしれないけれども、政策ってそういうもんじゃないですよ。やろうとしていること、皆さんも恐らく選挙のときに、こういうことがやりたいという思いで、政策というのを掲げて出られておられます。

そのことが達成できたかできていないかということだけで、評価をされるということでも恐らくないと思います。その実現に向けて、どういった取組をしていくか、そのことこそが真の評価の部分になってくる。今回のこの条例につきましては、退職金をゼロにするということが事実的にできるかできないかといえば、可能ではあるけれども、この4年の任期の中でできるかどうか分からないような状態に進むよりは、町長のやろうとしている政策を実現するための原資として、この1,500万という自らが受け取るべき退職金も使いたいという、そういった思いも組み合わせた形として、この報酬減額という形を選ばれたというふうに理解しております。

実際に、県内でいきますと、羽島市長 松井 聡市長が、平成何年でしたか、24年ぐらいだったと思いますけれども、市長選挙におきまして退職金廃止ということ掲げて選挙に出られました。その当時の羽島市議会の中でも、同じような議論がなされております。その中でも羽島市長は、同じような内容の答弁をされておるんですが、廃止というのは市長の考えとして、長年勤めた一般職とは違って、4年の任期で選ばれた首長が退職金をもらうというのは、あまりにもその期間が短いのに、その額が多過ぎるから、その部分については必要ではないという市長の考えから公約に出されたわけなんですけど、じゃあその方法としていろいろある中で、今回、岐南町の町長が出されているような報酬の減額という方法を選ばれて、既に実施されております。じゃあ、羽島市長は公約を違反しているのかということをお問われたときに、どうなんだと。廃止すると言っていたのに、報酬の減額という別の方法を選んでやった羽島市長は、公約違反しているのかという話になってくるわけなんですよね。

今回のこの議案の内容について、単純にもう退職金をゼロにするということが目的ですよということで議会が否決をしたとするならば、それはそれだと思うんですけども、あくまでもその先、この減額した金額を元に新たな財源で政策を実施する。その中には、子供提案事業ということは先ほど来から言われていて、この議会の中でも議論がありました。例えばマンホール、子供が絵を描いたマンホールとかのような事業とかでも、議会が一度削った中で、その予算はつけられないという状態なのであれば、子供たちからそういう事業をやりたいよという提案があれば、その部分についての財源として使うこともできなくはないという理屈が通るわけですね。

だから、全ての物事について、その政策というのは、傷があるところにばんそうこうを貼るような話ではなくて、風が吹けばおけ屋がもうかるぐらいすごい回りくどい話の中で、この全ての物事について一から十まで全て説明して理解しないと、この議会が通らないのかという話になってくると、それはまた違うでしょうということになるのではないかなあとと思います。

もう一つ、先ほど村山議員が、最初から退職金ゼロというんじゃないかと、給与減のほうで選挙のときには分かりやすいんじゃないかというようなこともおっしゃられました。それはもうおっしゃるとおりだと思いますが、じゃあ、退職金ゼロにするという選挙公約と、給与を減らしますよという選挙公約を言ったときに、給与を減らすというのは本当にもう給料を減らすということで、退職金のこととはまた別の次元の話になってくるので、議論としては違うのかなあと。

首長が給与を減らすことによって、ほかの職員の給与が上げづらいんじゃないかというようなご意見もありましたけれども、公務員の給与というのは、あくまでも国が決める人事院の国家公務員の給与に基づいてなされた勧告を基に、参考に、毎年毎年条例改正しているので、町長が給料を下げたから一般職の職員の給料を上げづらいということは一切ないので、これが反対の理由になるということはありませんというふうに考えております。

以上のようなことから、今回いろいろご意見あるかと思いますが、やろうとしていることと、実際に言われた公約との関連性からすると、退職金の相当額の部分を給与からあらかじめ減らす、要はその4年後に受け取るべきはずのやつを放棄するというのではなくて、その4年の任期の間に、その部分をしっかり財源として町民に還元をするという意味からすると、この方法を選んだということは、よりベターな方法であると思いますし、議会としてどういう意思を示すのかといったときに、より町民に利益のある形で議会を選んだということのほうが、これからの町の未来にとってよりよい形になっていくと思いますので、皆さん方の適切な議決があるといいんじゃないかなあとというふうに思いまして、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（櫻井 明君） ほかに討論。

松本議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

先ほどは失礼しました。松原議員が再質問された内容とほぼ同じ内容を私も質問させていただこうと思っておったんですけども、私としては、討論、この35号については反対の意見で討論のほうをさせていただきたいと思います。

私の場合は、一般質問でもいろいろと自分の考え方等をお話しさせていただいておりますので、簡単に今日の先ほどのご答弁も踏まえてお話をさせていただきたいなあというふうに思います。

先ほど加藤議員、長谷川議員もお話あったように、今回、退職金のところについては、ゼロのところについては取組をなされたかどうかというところの話ですね、そういうところのお話であったり、あとは長谷川議員の物価高というところの観点で、例

えば退職金をゼロにというか、削減するという話が出ていけば、すみません、検討するところもあったかとは思いますが、今回、私の中で引っかかっているのは、やっぱりご当選されてから4月18日、3日後、4日後ですね、もうその時点で、やはりこの退職金のところについて、いや、これは無理でしたと、撤回ですね。代わりに報酬を削減するというふうにお話しされたところが、どうしても自分の中では腑に落ちない部分がありました。

先ほどの答弁でも、子供提案事業というところでお話を繰り返されましたけれども、その1,500万円分も含めてなんですけれども、じゃあ具体的に子供提案事業は何かと言われたら、その部分はまだ分かりません、これからですというようなご答弁だったと思うんですけど、通常だと、こういった1,500万円とか目的があるならば、それに対して、こういった退職金であったりとか、報酬であったり、こういうものを削減するという手段のほうを考えるべきだとは思いますが、その部分がはっきりしていないと。

その状態で、先ほど松原議員のご質問もありましたけれども、仮に町長が、これ、報酬減額して財源確保できましたよと。子供事業として、こういう提案事業ですね、こういうのを提案するというふうにやられた場合に、議会は財源に色がついているわけじゃないので、町長の思いは分かるんですけども、それ以外に、この事業にやっぱり予算をつけてやるべきだという話になってしまえば、ここの報酬を減額した意味ではないですけど、とのつながりというのは、どのようなふうに、整合性はどのようなふうに取っていくのかなあというふうに思います。私は、同じことの、お話の繰り返して、考え方の違いと言われればそれまでなんですけれども、やはり行財政改革であったり、そういうところの観点、具体的に今、報酬削減をする、スピーディーにというお話もありましたけれども、その具体的に何をやるかが見えていない中で、そこを求めていくというのが、どうしてもちょっと私にはもう少しご説明がいただきたいなあという部分もあります。

何度もお話ししますが、やはり重要な案件、先ほど町長は、他市町にはあまり関係ないと、町長の報酬は当町の問題であるということでお話しされましたけど、私は十分に影響があることだと思います。一般質問でもお話ししましたが、岐南町って、財源、先ほど基金の話もありましたけれども、他市町に比べれば財源は豊かなほうであると。通常、報酬を削減するときというのは、例えば責任を取るとか、例えば財源がすごく厳しいとか、そういうときに報酬を削減するということはありますけれども、うちよりも財政状況がよろしくないという多分他市町さんはあると思うんですけども、じゃあ、その首長さんとかは報酬を減額せずにやること自体って何か、悪いこ

とではないですけれども、その部分はどういうふうにお考えなのかなあと。

あとは、こういった報酬を削減して進めていくという考え方、ある意味、これが通ってしまうと、そもそも報酬の在り方の部分につながると思うんですけど、これから選挙に立つに当たって、岐南町、財政上にもそう問題がないということである場合に、選挙で戦うときに、いや、報酬を削減しないと、それが正しいではないですけども、という考え方にも、あしき慣例とは言いませんけれども、そういうところにもつながってくる部分はあるのではと私は思うんですね。

なので、町長のお考えは全部否定したいというわけではなくて、やはり慎重審議ではないですけども、私ら議員の、私自身もやっぱりお話しさせていただきたい部分もありますし、そういった部分で議論を深めた上で進めていただく。先ほどのやっぱり今やらなきゃいけない、その必要性をどうしても感じませんので、私は今回の報酬削減の部分については反対とさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（櫻井 明君） ほかに討論ございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第35号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） ありがとうございます。

賛成多数です。起立6名であり、よって、議案第35号 岐南町長の給与の特例に関する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第36号を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第36号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型）購入）は原案のとおり可決されました。

次に、同意第2号について質疑を許します。質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決いたします。同意第2号を原案のとおり任命同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、同意第2号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意については同意することに決しました。

—————◇—————

閉議閉会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2024年（令和6年）第2回定例会を閉会します。

午前11時21分 閉会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

木 下 美津子

岐南町議会議員

広 瀬 恵理子